

## まっくん着ぐるみ貸出規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、まっくん着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出すために必要な事項を定めるものとする。

### (貸出対象者)

第2条 着ぐるみの貸出対象者は、村内の企業及び各種団体並びに村内に居住する個人とする。

### (貸出手続)

第3条 着ぐるみの貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、まっくん着ぐるみ借用申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を村長に提出しなければならない。

2 申請者は貸出しを受けようとする日（以下「借用日」という。）から起算し、3か月前から貸出しの申請をすることができる。

3 申請の受付は地域づくり推進課で行う。

### (貸出許可)

第4条 村長は、前条の規定による申請を受理した場合はまっくん着ぐるみ貸出許可書（様式第2号）により申請者に許可の通知をしなければならない。

2 管理者が村行事等に伴い着ぐるみの使用が必要と判断した場合は、貸出許可を取り消すことができるものとする。

### (貸出条件)

第5条 貸出条件は次に定めるとおりとする。

(1) 貸出しに伴う着ぐるみの運搬方法は、地域づくり推進課の指示による。

(2) 雨天時又は降雪時の屋外での使用は禁止とする。

(3) 着ぐるみを着用する際には、頭にタオル等を巻き、長袖長ズボンを着用し、着ぐるみに汗が付着しないように努めること。

(4) 使用後、地域づくり推進課の判断により汚れがあると認められた場合は、クリーニングをして返却すること。

(5) 申請目的及び使用場所以外の使用及び転貸はしないこと。

(6) 村外で使用する場合は、まっくんを南箕輪村のイメージキャラクターとしてPRしなければならない。

### (費用負担)

第6条 着ぐるみの貸出しは、無料とする。ただし、運搬等に要する一切の費用は申請者の負担とする。

2 申請者の原因により破損、紛失等した場合は、申請者の責任において弁償しなければならない。

### (使用・保管等)

第7条 申請者は、着ぐるみを善良なる管理者の注意義務により管理しなければならない。

### (管理)

第8条 着ぐるみは地域づくり推進課で管理する。

### (補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に際し必要な事項は、村長が別に定める。

まっくん着ぐるみ貸出規程第9条の規程の施行に際し必要な事項を次のように定める。

- 1 上伊那郡管内の自治体及び公共的団体からの要請があり、平日の開庁時間内に借用、返納ができる場合に限り貸し出しを許可する。
- 2 村内の企業及び各種団体並びに村内に居住する個人への貸し出しは、平日の開庁時間内に借用、返納ができる場合に限り貸し出しを許可する。